鹿嶋市市有地の販売斡旋に係る業務協定について

協定目的

鹿嶋市が販売する市有地について，不動産関係事業者の協力を得て斡旋を行い，購入希望者の利便を図るとともに，市有地の効率的な処分を推進することを目的とし，県内関係協会と業務協定を締結するもの。

業務概要

（１）対象市有地

鹿嶋市が販売する市有地のうち，協定締結団体に斡旋を依頼した市有地を対象とする。斡旋を中止する必要が

（２）対象事業者（斡旋を行う事業者）

下記の協定締結団体に所属する会員事業者

・公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会

・公益社団法人全日本不動産協会茨城県本部

（３）業務内容

上記事業者による斡旋で，購入希望者が売買契約締結のうえ対象市有地を購入し，売買代金の全額が鹿嶋市に納付された後，鹿嶋市が当該斡旋事業者の属する協定締結団体に斡旋手数料を支払う。なお鹿嶋市からの支払い後，協定締結団体から当該斡旋事業者に斡旋手数料を支払う。

斡旋手数料は下記の金額とする。

土地販売価格	斡旋手数料
８００万円以下	３０万円＋消費税
８００万円超	土地販売価格に３％を乗じた額に６万円を加えた額＋消費税

※売買契約に係る契約保証金納付後に契約が解除された場合

斡旋手数料
契約保証金額の３％＋消費税

業務の流れ

（１）斡旋開始

①　斡旋依頼

鹿嶋市から協定締結団体に，斡旋を依頼する市有地の情報を記載した斡旋（中止）依頼書（様式第１号）を送付する。

②　会員への周知

協定締結団体から所属会員に対し，鹿嶋市から受けた斡旋依頼内容を周知する。

③　斡旋の開始

会員事業者は，協定締結団体から周知された斡旋依頼内容について，斡旋を開始する。

会員事業者は，市有地の購入希望者に鹿嶋市の資料に基づき提示及び説明を行う。

（２）斡旋中止

①　斡旋中止

鹿嶋市が依頼した斡旋内容について，鹿嶋市が斡旋を中止する必要があると判断したときは，斡旋を中止する市有地の情報を記載した斡旋（中止）依頼書（様式第１号）を協定締結団体に速やかに送付する。

②　会員への周知

協定締結団体から所属会員に対し，鹿嶋市から受けた斡旋中止内容を周知する。

（３）斡旋成立

①　斡旋の通知

協定締結団体は，その所属会員事業者が行う斡旋により，市有地の購入希望者が現れたときは，購入希望者報告書（様式第２号）により直ちに鹿嶋市に通知する。

②　成約の通知

鹿嶋市は，当該斡旋による購入希望者と売買契約を締結したときは，成約通知書（様式第３号）により，速やかに協定締結団体に通知する。

③　代金受領通知

鹿嶋市は，当該斡旋による購入希望者との売買契約後，当該契約に係る売買代金を全て受領したときは，売買代金受領通知書（様式第４号）により，速やかに協定締結団体に通知する。

購入希望者が，売買契約に係る契約保証金を市に納付後に契約の解除が行われた場合は，契約保証金受領通知書（様式第５号）により，速やかに協定締結団体に通知する。

（４）斡旋手数料支払い

①　請求

協定締結団体は，鹿嶋市から売買代金受領通知または契約保証金受領通知を受けた

場合，鹿嶋市に斡旋手数料を請求することができる。

② 支払

鹿嶋市は，協定締結団体から斡旋手数料の請求を受けた日から３０日以内に斡旋手数料を支払う。斡旋を行った会員事業者に対しては，当該協定締結団体を通じ斡旋手数料を支払う。

様式第2号（第5条関係）

購入希望者報告書

年　　月　　日

鹿嶋市長　　様

市有地の購入希望者について，業務協定書第5条の規定により，下記のとおり報告します。

記

斡旋会員（法人）名			
代表者名		担当者名	
電話番号		メールアドレス	

斡旋する市有地の表示

所在	地番	地目	地積　㎡

購入希望者

上記の斡旋会員（法人）より市有地資料の提示・説明を受け，購入を希望します。 また，その旨を斡旋会員を通じて，鹿嶋市に報告することに了承します。	
住所	
氏名 （法人・代表者名）	
連絡先	

＊購入希望者の住所・氏名・連絡先については，購入希望者本人が自筆すること